

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 8 日

各事業者 様

尼崎市健康福祉局

法人指導課長

障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について

標記の件について、兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長から別添 1・2 のとおり情報提供がありましたので、連絡させていただきます。

なお、感染拡大防止の観点から利用者の意向を十分に確認のうえ、県通知に基づき事業所を休業し、利用者の居宅等において支援を行う場合は、事前に本市法人指導課まで、報告いただきますようお願いいたします。

以 上

【問い合わせ先】

(指定に関すること)	法人指導課	指定・指導担当	TEL 06 - 6489 - 6750
(請求に関すること)	障害福祉課	請求・認定担当	TEL 06 - 6489 - 6750
(支給決定に関すること)	北部障害者支援課	給付担当	TEL 06 - 4950 - 0374
	南部障害者支援課	給付担当	TEL 06 - 6415 - 6246

<参考>

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」

問2 感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合であって、利用者の居宅等においてできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象とすることが可能か。

（答）

本来、社会福祉事業は、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定されないが、今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に休業することとした場合であっても、事業所が休業する旨市町村へ報告した上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とする。

なお、事業所から市町村への休業する旨の報告は、事前に行われることが望ましいが、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではない。